

# 中小企業等LED照明器具導入 支援補助制度を開始します！！

市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度を活用し、物価高騰の影響を受けた中小企業者等が自ら所有する事業所の照明器具を更新することで、温室効果ガス排出量の削減を図ります！そこで…

令和7年度に

LED照明器具更新工事及び購入の費用に対して、  
補助金を交付します！

申請受付期間

令和7年4月15日(火)から  
令和8年2月27日(金)まで ※必着

補助金額

補助対象経費の1/2（上限100万円）  
※補助対象経費は10万円以上が条件

補助対象者

- (1)市内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2)市税の滞納がないこと。
- (3)LED照明器具を設置する建築物及び敷地に法令違反がないこと。

中小企業等とは？

- ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 学校法人
- ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
- エ 医療法人
- オ 社会福祉法人
- カ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体



詳細は窓口もしくは市ホームページでご確認ください。

座間市 中小企業等LED 補助金

検索

裏面に続きます。

## 対象設備

市内事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第149条の規定による当該機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明(トップランナー基準を達成したLED照明)

## 補助対象経費

補助対象機器の購入及び設置工事に係る費用とします。ただし、次のものは含みません。

- (1)消費税及び地方消費税額
- (2)既存機器の処分に係る費用
- (3)その他補助対象機器の設置工事に直接関わらない経費
- (4)補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分(施工を含む。)において、利益等が排除されていない経費

## 補助要件

- (1)市内の事業所に設置するもので、LED照明以外の既存の照明器具(以下「既存機器」という。)を補助対象機器に更新すること(設置工事を伴わない電球や蛍光管交換のみのもの及び可搬式のものの場合を除く。)
- (2)設置の請負工事業者は市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主であること。
- (3)更新前後で使用用途が同じであること。
- (4)専ら居住を目的とする事業所における機器更新ではないこと。
- (5)この補助金の申請時に、設置工事に着手していないこと。
- (6)補助対象機器が未使用品であること。
- (7)補助対象機器がリース品ではないこと。
- (8)補助対象経費の総額が、10万円以上であること。

## 注意事項

- (1)着手する日の14日前までに提出が必須条件になります。
- (2)設置の請負工事業者は市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主に限定します。
- (3)提出書類の内容により、現地調査を実施する場合があります。
- (4)申請書の提出は、ゼロカーボン推進課へ直接持参していただくか、郵送もしくはメールでご提出ください。
- (5)申請書及び添付書類に不備や不足があると受付できません。
- (6)予算を超える申請があった場合は、予告なく受付を締め切ります。

## 問い合わせ先

座間市 暮らし安全部 ゼロカーボン推進課 温暖化対策係  
〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
電話 046-252-7675  
メール [zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp](mailto:zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp)

ホームページ <https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kankyo/1011746.html>